

「市制100周年記念若者ミライ提言事業」業務委託仕様書

※この委託仕様書はプロポーザル実施時点のものであり、受注者の提案等により変更する場合があります。

1 業務の名称

「市制 100 周年記念若者ミライ提言事業」業務委託

2 業務の目的

令和6年4月、本市が市制施行100周年を迎えたことを契機に、本市の魅力や価値を住民と一緒に再発見するとともに、多様な主体に対し市政への積極的な参加を促すことを目的として、これからの世代を担う若者を対象に、「ミライの宮崎市」に対する提言をまとめ広く発信することで、住民がこの先100年を考える機会を創出する。

また、本業務における提言を、今後の市政にも生かすことのできる、現実性を伴う成果となるよう支援する。

3 業務の実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

受注者は、本業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について発注者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を実施する。

(1) プランニング

本業務の目的を達成するためのロードマップを作成すること。

(2) ワークショッププログラムの実施

本市の魅力や価値を住民とともにリサーチし、望ましい未来を想像できるようなワークショッププログラムを実施すること。なお、令和6年7月下旬を業務開始日とし、以降、発注者と調整のうえ複数回実施すること。

(3) 市制100周年記念式典等での発表の実施

プログラムを通じて可視化された地域価値や望ましい未来等を、市制100周年記念式典等の場で発表すること。

・ 市制100周年記念式典・祝賀会(参考)

開催日時: 令和6年10月26日(土)18:00~21:00(予定)

会 場: 宮崎観光ホテル(宮崎市松山1丁目1-1)

(4) 活動毎のレポートの提出

本業務の取組の周知を図るため、ワークショッププログラムが終了する毎に、活動内容を取りまとめたレポートを作成し、提出すること。

(5) 自由提案

上記に関わらず、受注者の発案で、提案上限額の範囲内で本業務を効果的に実施するために必要な提案を行うことを可とする。

5 委託料

2,000,000 円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。

6 個人情報の取扱い

本業務の受注者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、発注者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 成果物

本業務の取組の全てを記載した最終報告書を作成し、提出すること。

8 留意事項

- (1)本業務におけるワークショッププログラムの参加者については、発注者が調整する。
- (2)企画提案にあたっては、プログラム提供にあたり設定するテーマや作成するコンテンツ、周知の方法、スケジュール、実施体制等について、具体的な内容を提示すること。なお、実施にあたり関係機関との調整が必要であるが、現時点での調整は行わず、提案者が想定する内容にて提案すること。
- (3)受注者は、本業務(再委託をした場合も含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏洩について、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。
- (4)受注者の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (5)受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ受注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (6)受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、発注者から提供された資料等を発注者の許諾なく複写又は複製してはならない。
- (7)電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受注者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。
- (8)受注者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置等を発注者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (9)受注者は、受託業務遂行のために、受注者が保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体)上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

9 協議

この仕様書について疑義が生じた時又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と協議すること。ただし、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。